

記入例

様式第8号の2（第10条の2関係）

教育・保育給付認定・変更申請書兼
施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）

熊谷市長 宛
(施設（事業者）長 宛)

申請に関して、以下の重要事項確認項目の内容を確認し、左欄の□にチェック（☑）を付けてください。

	重要事項確認項目
☑	1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、当該認定に係る審査及び申請者や同居親族等の市町村民税課税状況等の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
☑	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1の規定に基づき、申請書表面の児童の世帯の状況欄に記載いただいた申請者や同居親族等の市町村民税関係情報等を確認することを目的に、熊谷市保育課は熊谷市が保有するマイナンバー（個人番号）を取得することがあります。
☑	3 上記1・2によって申請児童保護者の必要な情報が確認できなかった場合、熊谷市保育課より申請者へ所得（課税）証明書等各種必要書類の提出を依頼することがあります。
☑	4 申請書等に記載した内容は、施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付の支給及び給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
☑	5 制度施行初年度及び新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し、審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
☑	6 既に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定を受けており、保育の希望がある等以前の申請内容から変更がある場合のみ新たに認定通知書を発行いたします。
☑	7 申請内容が事実と相違した場合は、施設型給付費・地域型保育給付費・施設等利用給付に係る認定を取り消すことがあります。
☑	8 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

上記重要事項確認項目を確認及び承諾し、子どものための教育・保育給付認定及び変更並びに子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

令和元 年 〇月 〇〇日

保護者氏名 熊谷 太郎 ①

「重要事項確認項目」を御確認いただき、全てに
チェックをお願いします。

記入日の記載、記名・押印をお願いします。

記入日を記載ください。

令和元年〇〇月〇〇日

現在の住所地と「平成31年1月1日」時点の住所が異なる場合はこちらもご記入ください。

保護者住所	〒 360-0000 熊谷市 宮町二丁目〇〇-〇
前年1月1日現在の住所	埼玉県行田市〇〇〇 〇〇番地〇 平成31・3・5
保護者氏名	熊谷 太郎
電話番号	自宅 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇
	携帯 父 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	携帯 母 (〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

記名・押印をお願いします。

申請(入所)児童	ふりがな くまがや ひばり 氏名 熊谷 ひばり	生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生	性別 女	年齢 〇歳(41時点)	生活保護の受給 有・無
主として利用(予定を含む)する施設	くまぐま幼稚園	所在地(市外の場合のみ記入)			

該当する欄にチェックをお願いします。

平成31年4月1日現在の年齢をご記入ください。

申請児童は、認定希望日時点で満3歳以上である(第1号)。

認定種別(いずれかに)
 申請児童は保育を必要とし、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)。
 申請児童は保育を必要とし、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ子どもが属する世帯が市民税非課税世帯である(第3号)。

利用を希望する期間 令和元年 10 月 1 日 から 年 月 日 まで 就学前まで

○申請(入所)児童の世帯の状況(住民票の世帯によらず、同居者は全員記載)

区分	児童との続柄	氏名	住民票番号	職業	年齢(1日)	市町村民税(当該年度分)	備考
申請(入所)児童の世帯員	父	熊谷 太郎	S44・4・4	会社員	8	有・無	学生の場合は学年をご記入ください。
	母	熊谷 さくら	S55・5・5	会社員	8	有・無	
	祖母	熊谷 花子	S22・2・2	パート	6	有・無	
	兄	熊谷 けやき	H23・3・3	小学3年		有・無	
						有・無	

住民票によらず(世帯が別であっても)、同居している方や生計が同一の方はご記入ください。

〈第1号認定を申請される方(保育の必要がない方)はこれ以降の記入は必要ありません。〉

*市記載欄		確認欄
	子どものための教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	
子育てのための施設等利用給付認定	子ども・子育て支援法第30条の4第1項第1号 満3歳以上で保育を必要としない子ども	
	子ども・子育て支援法第30条の4第1項第2号 保育の必要性がある満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども	
	子ども・子育て支援法第30条の4第1項第3号 保育の必要性があり満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ、子どもが属する世帯が市民税非課税世帯	

〈 第2号、第3号認定を申請される方（保育を必要とする方）は、以下の欄もご記入ください。 〉



以下は、保育を必要とする場合のみ記入すること。

○保育の利用を必要とする理由等

続柄	必要とする理由	備考
父親の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など） ・ 8時30分から17時30分まで・20日/月 株式会社 ○○システム	
母親の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など） ・ 8時30分から17時30分まで・20日/月 社会福祉法人 ○○会 ○○○	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外	

該当する欄にチェックをお願いします。

※ 保育を必要とする理由

在籍する幼稚園での「預かり保育」の利用の有無等についてご記入ください。

○利用（予定を含む。）認可外保育施設等

利用（予定を含む。）する幼稚園等の預かり保育の利用の有無（左記記入幼稚園）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	利用開始（予定）日	令和元 年 10 月 1 日
---------------------------------------	--	-----------	----------------

ふりがな 施設名	利用するサービスの種類	所在地 (市外の場合のみ記入)	利用開始（予定）日
ほいくしつ ○○○○ 例) 保育室 ○○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒○○○-○○○ 深谷市○○ ○○○番地 電話 048-500-0000	平成○○年○○月○日
	<input type="checkbox"/> 認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 電話	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 電話	年 月 日

こちらは、保育が必要なため、在籍園以外の「認可外保育施設等」を利用している（予定を含む）場合、ご記入ください。

* 「認可外保育施設等」・・・認可外保育施設、幼稚園等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

*施設記載欄（施設（事業者）を經由して市に提出する場合）

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設（事業者）名	(事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（契約日（内定日） 年 月 日）） ・ 無
備考	

記 入 上 の 注 意

この教育・保育給付認定・変更申請書兼施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）は、保護者が次の点に留意した上で記入いただき、保育課又は各行政センター福祉担当係（施設（事業者）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「重要事項確認項目」欄は、内容を確認、承諾した上で署名・捺印してください。
- 2 「電話番号」欄については、連絡先が複数ある場合は全て記入してください。
- 3 「申請（入所）児童」欄は、氏名にふりがなを付してください。
- 4 「生活保護の受給」欄は、申請児童が属する世帯で、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「主として利用（予定を含む。）する施設名」欄は、利用開始時に利用（予定を含む。）する施設名を記入してください。複数施設に利用申込みを行っている場合は第一希望の施設名を記入し、市外施設の場合は所在地も記入してください。
- 6 「認定種別」欄は、申請する児童が該当するいずれかにチェック（）してください。いずれにも該当しない場合は、子どものための教育・保育給付認定及び変更並びに子育てのための施設等利用給付認定申請はできません。
- 7 「利用を希望する期間」欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業所）の利用を希望する期間を記入してください（保育が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください）。
- 8 「申請（入所）児童の世帯員」欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等（住民票が別の者も含む。）の全員について記入するとともに、「課税の有無」欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための利用給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定証番号」を「備考」に記入してください。なお、子育てのための利用給付認定の決定のために必要な書類を併せて添付してください。
- 9 「保育を必要とする理由等」の項目は、「認定種別」欄で「第2号」又は「第3号」をチェック（）した場合に記入してください。なお、保育を必要とする事由は、次の表に掲げるような場合です。

<p>保育を必要とする事由</p> <p>保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には、児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。</p> <p>(1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合（家庭内労働）児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合</p> <p>(2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護を行っているため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(5) 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、その児童の保育ができない場合</p>
--

- 10 「必要とする理由」欄は、「申請（入所）児童の世帯員」欄に記入した児童の世帯員のうち、両親ごとに児童を保育できない理由を上記9の表(1)から(7)までのいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)から(7)までの場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（）し、内容を〔 〕内に記入してください。
※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入してください。
- 11 「利用（予定を含む。）認可外保育施設等」欄は、主として利用する施設以外に利用（予定を含む。）する施設がある場合に記入してください。
- 12 保育ができないことを証明する書類については、父母それぞれ1枚ずつ必要となります（入所希望児童が2人以上いる場合は、一世帯同居者1人につき1枚）。

（留意事項）

利用給付認定（保育の必要性の認定）については、希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

～個人情報取扱いについて～

教育・保育給付認定・変更申請書兼施設等利用給付認定申請書（兼児童台帳）及び添付書類は、認定申請の資料、施設等入所後の児童保育台帳として使用します。

また、保育の運営上必要な場合、申請書及び添付書類の内容について、希望する施設・関係機関に提供することがあります。